

令和3年第3回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和3年9月2日 午前 9時30分 開会

2. 令和3年9月2日 午後 2時39分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

10番	丸山節夫	11番	西山宗弘
-----	------	-----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 3号	令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率等の報告について
日程第 5	議案第46号	吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第47号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 7	議案第48号	吉備中央町アストロコテージ条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第49号	吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第50号	吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第51号	吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて
日程第11	議案第52号	町有財産の取得につき議会の議決を求めることについて
日程第12	議案第53号	令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について
(追加日程)		
追加日程第1	発議第5号	特別委員会の設置について
追加日程第2		令和2年度決算特別委員会委員の選任について
追加日程第3		令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選報告について
日程第13	議案第54号	令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について
日程第14	議案第55号	令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定

について

- 日程第15 議案第56号 令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について
- 日程第16 議案第57号 令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第58号 令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
- 日程第18 議案第59号 令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について
- 日程第19 陳情第1号 陳情書受理について
- 日程第20 請願第2号 請願書受理について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

- 報告第3号 令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率等の報告について 報告
- 議案第46号 吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例について 可決
- 議案第47号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第48号 吉備中央町アストロコテージ条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて
- 議案第52号 町有財産の取得につき議会の議決を求めることについて
- 議案第53号 令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について 付託
- 発議第5号 特別委員会の設置について
令和2年度決算特別委員会委員の選任について

	令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選報告について	
議案第54号	令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について	付託
議案第55号	令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について	付託
議案第56号	令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について	
議案第57号	令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	
議案第58号	令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	
議案第59号	令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	
陳情第1号	陳情書受理について	付託
請願第2号	請願書受理について	付託

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

今日はあいにくの雨となりましたが、実りの秋を迎え、吉備中央町の特産物であるコシヒカリやピオーネの収穫が始まっております。長雨や猛暑で栽培管理も大変だったと思いますが、品質も収量もよいものがたくさん収穫出来ればと思うところであります。

また、今朝のテレビで新型コロナの感染者が国内で150万人を超えたとのニュースが流れておりました。変異株のコロナが猛威を振るい、一向に衰えを見せない状態が続いています。ワクチン接種や日頃の管理で一日も早く衰えを見せるように、あるいはまたワクチン接種を進めていただく中でも、やはりいろいろと心配もあろうかと思っておりますので、そうした辺りについてもしっかりと説明をしていかなければいけないと思っております。

明るい話題といえば、いろいろ問題を抱えながらではありましたが、オリンピックや、現在行われておりますパラリンピックで選手の活躍が大いに盛り上がりを見せているのではないかと思います。こうした明るいニュースがたくさん新聞やテレビや、あるいはお互いの話の中で話題があればと思うところでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影を許可しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、丸山節夫君、11番、西山宗弘君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月17日までの16日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月2日から9月17日までの16日間と決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

この間にもいろいろな行事等の予定はございましたが、コロナ感染の拡大により、あるいは緊急事態宣言の発令によりいろいろな行事が中止になり、あるいはまた文書による決議というふうなことで、多くの行事というふうなものがないかとは思いますが、幾つかのことについて報告をします。

6月18日、わっしょい和んさか吉備高原フェスタ運営委員会が行われました。この大会もコロナの関係で昨年と同様の形で行うというふうに決定をしました。

それから、6月29日からあと続きますが、魅力ある学校・園を考える会が開かれています。このことにつきましては、後の最後のところで説明をさせていただきます。

7月21日、吉備高原オープンイノベーション協会総会の設立記念講演会、総会及び設立記念講演会がございました。一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会が設立され、21日には総会と講演会が行われましたが、中島会長をはじめ、社団法人の社員の方、あるいは賛助会員の方、あるいは一般の方など、多くの方がお集まりをいただき、総会あるいは講演会、そういった、またパネルディスカッション等もございました。非常に多くの方がにぎわって行われたわけですが、今後ますますこのイノベーションセンターの活躍が期待されるところでございます。

7月27日、老人クラブ連合会の第9回町長杯グラウンドゴルフ大会が行われました。いろいろ行事等が中止のある中で、久しぶりに多くのお年寄りの方と顔を合わすことができましたが、非常に皆さん元気で、我々のほうが力を、パワーをいただくというふうな感じで半日ほどを過ごしたわけでございます。

それから、7月27日そして8月24日と、魅力ある学校・園を考える会が開催され、8月24日が第6回の会議でございました。この第6回の会とあるいは2回の研修、他の先進の学校への研修等もあったわけでございますけれども、いよいよこの魅力ある学校・

園を考える会も大詰めを迎えてきているのではないかと思います。

この魅力ある学校とはどういったものなのか、あるいは学校は果たして何校が適切なのか、場所がどこになるとかということにつきまして、いよいよ大詰めということで、次の回あるいはその次の回ぐらいでは、町長のほうへの草案の提出ができるのではないかとというふうに考えております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第3号、令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいま上程されました報告第3号の説明に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

第3回の吉備中央町議会定例会を招集させていただいたところ、議員の皆様のお出席によりまして、このように予定どおり開催できましたことを大変うれしく思っております。

今、新型コロナウイルスのパンデミックによりまして大変な状況でございます。また1年延期になりましたスポーツの祭典オリンピックが、感染の拡大が大変心配される中、無観客で17日間にわたり開催されました。引き続き開催されましたパラリンピックも5日には閉会式を迎え、世界的なスポーツの祭典は幕を閉じます。

過去最高のメダルを獲得し、テレビの前の多くの国民に歓喜を与えていただきました。しかし一方で、コロナ禍での開催につきましては、国民へのコロナ禍での行動規範の希薄を、多少なりとも招いたのではないかという思いもいたします。また、多額の費用をかけた開催にもかかわらず、全体的に盛り上がり欠けるとともに、経済効果も当初の見込みをはるかに下回る結果となりました。将来に多くの負の遺産を残したのではないかと少し危惧するところでございます。

今新型コロナウイルスの町の対応につきましては、現在ワクチン接種を全町民が早期に接種できるよう、町内一か所で集団接種により接種を進めております。65歳以上の高齢

者接種につきましては、6月22日をもちまして終了し、集団接種以外で受けられた方を含め、8月30日現在4,091の方が接種を受けられました。対象者4,596人に対しまして接種率は89%となっております。また60歳から64歳の方につきましては、対象者818人に対しまして接種者数728人で、接種率88.9%でございます。60歳未満の方につきましては、対象者4,631人のうち、今までに3,523の方が1回目の接種を済まされ、9月14日までに2回目の接種を済まされる予定となっております。いずれにいたしましても、順調にワクチン接種ができましたことを心からお礼を申し上げます。

しかしながら、ワクチン接種は確かに大変有効ではございます。が、それだけで変異する新型コロナを防ぐことはできません。ぜひ町民の皆様におかれましては、ワクチン接種をまだ打たれてない方、またそして打たれた方、皆さん引き続きマスクの着用、手洗い、3密を回避する等、基本的な感染防止対策をおのおの取っていただきたいと、強くお願いを申し上げます。

今年は梅雨が明けて本格的な夏の到来を思い描いておりましたが、再び九州地方をはじめとし、広く日本の各地において梅雨末期の気圧状況になり、線状降水帯が発生し多くの被害を出しました。吉備中央町におきましても幾度となく大雨警報が発令される事態になりましたが、おかげなことで、大きな被害がなかったことが本当に幸いでございます。

一方で、今年の春から夏にかけて少雨で高温の時期が続きまして、竹谷ダムを取水源とする水道水受給者の皆さんにおかれましては、藻の繁茂が原因でカビのような異臭がする水道水の供給がなされました。大変御迷惑をおかけしたところでございます。現在の竹谷ダム上水道の施設整備の機能につきましては、臭気については完全に除去できないシステムでございます。そのため、広域水道水による希釈をするとともに、新たに活性炭処理をするタンクの設置工事をいたしました。水道は最も大事な生活基盤でございます。今後一層安心・安全な水道事業に心がけていきたいと思っております。

ところで、上程をいたしております報告第3号の財政健全化判断比率でございますが、実質公債費比率も8.1%、将来負担比率におきましても13.0%と、昨年度に引き続き比率が下がり、おおむね良好な水準を保っております。今後も引き続き財政健全化に努めてまいりたいと考えます。

この詳細につきましては、この後担当から御説明をいたします。その後の議案につきましても、それぞれ担当より御説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたしま

す。

今回16日間の会議を決めていただき、補正予算や条例改正など、多くの議案をお願いをしております。十分に御審議をいただき、適切な御決定を賜りますよう心からお願いをいたしまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、報告第3号につきまして御説明をいたします。

令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して議会に報告する。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

報告の内容でございますが、まず、令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率につきましては、普通会計に係る実質赤字比率、また財産区を除く他の特別会計を含む連結実質赤字比率ともいずれも赤字は生じておりません。財政健全化判断比率の表の右から2列目、実質公債費比率につきましては、先ほど町長も申しましたが8.1%、その右の将来負担比率につきましては13.0%となっており、昨年度に比べ健全化が進んでおります。理由といたしましては償還金の減額などによるものです。それぞれの列の下に括弧書きで表示しております数値は、国の定める早期健全化基準で、4指標のいずれもこの基準に比べ、余裕のある数値となっております。

次に、令和2年度公営企業会計の資金不足比率につきましては、上水道事業会計、下水道事業会計並びに再生可能エネルギー事業特別会計のいずれの会計も資金不足は生じておりません。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（難波武志君）

これで令和2年度吉備中央町財政健全化判断比率等の報告を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第46号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第46号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明をさせていただきます。

吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この一部改正の提案理由といたしましては、以前から計画検討をしておりました町内を八の字に巡回する町内巡回バスの実証運行を開始するため、本条例にその運行路線、路線名、運行区間などを追加する一部改正でございます。

現在、町内には民間のバス路線が運行しておりますが、主として通勤、通学用にダイヤが組まれており、併せて限られた運行経路になっております。このことから、町内における買物や通院に利用しやすいような町内を巡回するバス路線を新たに運行させ、併せて町内から町外へ運行しております岡山医療センター線や、民間バス路線に乗り継ぎも可能な運行を開始するために改正するものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

幾つか質問をいたします。

町内の巡回バスについては、これは町長の強い思いもあり、実証運行ですので、かつてデマンドバスも実証運行でちょっとうまくいかなかったところもありますが、いずれにしてもこれ細かくどうこうではなくて、やっぱり実証運行でその乗車具合、便利さ、見ながらこれは進めていけばいいと思います。運賃のことにちょっとお尋ねします。

まず、この巡回バス以外の吉備プラザ線、これも鳴り物入りというか、皆さんの強い要

望で今運行しているわけですが、乗車人員も、同僚議員も何回も尋ねておりましたが、この運賃改定というのはもう僅かで、10円でございますが、これは何か採算とか、僅か10円で採算が改善するとも思いませんが、まずこれの、僅か10円上げる、ちょっと私は奇異に思うんですが、これはどうしてこのような小幅な運賃値上げをやるんでしょうか、理由を教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

料金の10円の改正という形のお尋ねでございます。

基本的には、もともと令和元年10月に消費税が8%から10%に引き上げられました。この時点で実際には10円民間では上がっておるという形のものでございました。ただ、この岡山医療センター線につきましては、実証運行という形で運行しております関係上、これには影響されず、そのままの料金を引き継いで今まで運行しておりましたが、先般の交通会議のほうでこの料金を合わせるというような協議が実は調いましたので、ここで条例の改正を10円上げさせていただくということを上程させていただいた、これが経緯でございます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これは3回しかできないので質問いたします。

今、この普通の民間の路線バスと違って、料金設定は行政判断で私はできるというふうに思ってそのように受け止めておりますし、もちろんこれは法定の地域公共交通会議の中での承認が要するというか、そこを経なければいけないということもわかっておりますが、基本的には消費税とかそういうものに関係なくすればいい性質のものだと思いますが、先ほど言った、合わせるためにという御答弁でございましたが、町の財政事情に合わせるためなんでしょうか、何に合わせるために10円の引上げをしたのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

基本的には財政のほうの関係から10円上げたものではございません。実際に運行しております民間のバス業者さんもその辺を調整の御要望が強くございましたこともあります。その辺の調整をなかなか無視してという、言い方が悪いんですけど、そこら辺を考慮せずにそのまま運行するという形も協議の中で難しくなったということが現実でございまして、民間と結局合わせたという形の結論になっております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

合わせるというのは、民間バス路線、競合といいたいまいしょうか、その近辺の路線とのバランスと整合性を、それを公共交通会議の中で審議して合わせたというような意味だと受け止めました。

先ほども申し上げましたように、これはそういう民間バス路線とは性格の違う行政主導の路線でありましたので、この上げ方がいかななものかということの一つ思いますのと、将来的にこういう賃金を上げることが公共交通会議で決まるということでしたら、この後にあります巡回バス、一律200円となっておりますが、これも私は行政のいわゆる住民サービスの一環として、このような210円とか20円とかじゃなくて、切りのよく、利用者の利便性を考えて200円に設定されたと、こういう理解をしておりますけども、こういうものもいろんな思惑といったらちょっと言葉が適切でないですね、いろんな状況の中でこれは町の判断ではなくて別のところから、またこの一律200円も将来にわたって変わる可能性があるのかどうかということをお聞きしたいのと。

それから、先ほどこっちの吉備プラザ医療センター線ですけども、もちろん競合で民間バス路線も大切な公共交通ですので、これは存続していただきたいと思いますが、これは料金で合わせるというよりも、私はむしろ公共交通会議の中で、今過疎地のバス路線というのは補助金が国から出ております。そういうふうな枠組みの変換をしながら、やっぱり行政が過疎地域における本当の住民の足を守るという意味で料金設定をしているならば、そのことを重視して、別のところで民間業者の公共交通を支えと。つまり今の過疎地の補助金を少し考えとかというようなことで調整すべきではないかと思いますが、その点についてお尋ねを、だから簡単に言うと、200円というのがまた今後町の判断ではなく

て変わっていくのか、それから今の補助金についても、公共交通会議の中でそういうふうな方向、公共交通会議の中で別の過疎路線の補助金というところで補填をするというか、民間バス路線、公共バスも生き残っていくということの方策を考えたほうがいいのではないかと思います、その点についてのお答えをお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もともと岡山線については私も、議員の方にも言われたように500円というように思いがございました。ワンコインで行ける、本当にそれぐらいが妥当だろうという思いであります。ただ、あの岡山路線について言えば、吉備中央町の公共交通会議だけではすみません。岡山市分もあります。その観点で、あれをやるときにその利害関係者があるところについては、それを含んで料金設定をというのがありました。それで、民間バス会社さんの路線と同等の運賃をもって取りあえず決めて、それで進めてくださいというのが条件で成り立ってます。そういう関係で、あそこについては再度消費税が10円上がったので、それでこちらも、幾ら町が主体であってもやってくださいというのがあって、吉備中央町の公共交通会議だけでは詰まらないという案件になっている。

それから、200円については、私は町の財政云々でいろいろとあったときには、その町の判断で変えることはございますが、他の要望等について変えるつもりは今のところはございません。やはり200円が妥当と今は判断しています。ただ、情勢としてだんだんだんだん町の財政が厳しくなるとか、それから利用者数も増えて、経費がかさんでくるとかということになれば、若干は町の判断では可能性はございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今回僚議員の関連の質問とさせていただきますが、今の料金の問題なんですけれども、やはり先ほど同僚議員が、僅か10円という言葉が言われたが、僅かじゃないと。されど10円なんで、その10円の重要性ということについての認識をしていただきたいとともに、消費税の関係も分かりますが、やはり町長も答弁の中にあつたように、ワンコインと

というのが最初のたてりがそうでした。それで、私たちも町民の便利さから考えたり、いろいろな今の財政的なものも考えてワンコインというのに賛成をした一人ではありますが、これが大きく変わって今の現在の料金となっております。

その上に対して10円というのは、私はやはり納得はいかないというのが、性質的なもの、同僚議員も言われましたように性質的なものがやはり町民のためにと、町長のいつも冒頭言われてるサービスの向上から始まったものだとは承知しておりますが、それについて、やはりこの値上げについては、私は見送るべきだという意見を持っております。

それと、この今の巡回バスの問題ですけれども、これも実証運行というように私今説明に聞いてると思います。実証運行なんですけど、これ実証運行でありますから、やってみて見直しというのもある資料の中に基準を設けられておりますが、1日当たりの利用者数を見て、その基準に照らしながらというのが、利用者の数って10.0以上とそれから未満というふうにしているんですが、これ1日当たりということは、1日でも9人になった場合は廃止っていう、そういう判断したらいいんですか、というところをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

基準を設けておるだけでございまして、これを9.99なら駄目、10.0以上じゃなきゃ駄目という形までは厳しくは当然思っておりませんので、全体の基準は大体このぐらいという指標として見ていただければ結構かと思えます。すみません。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今ちょっと、だからそのほうが勘違いがあったらいけないと思うんです。この表示の仕方と言うと、1日当たりの利用者数の見直しに値する場合に10.0人以上と以下、未満の場合の表示の仕方、これの解釈の仕方も随分変わってきます。そういうところの説明もきちんと私たちに分かりやすく説明をいただかないと、判断を誤ることがあると思いますので、これはぜひ訂正なり直すなり、皆さんに、議会みんな、周知をしていただきたいとい

う思いがございます。

それから、先ほど来から言われております200円が妥当な線という、僕は考えてみるのに、町長は200円と言うけど100円でも僕はよかったのかなという。財政的なものに影響を及ぼすであろうと、財政的なものに影響を及ぼすのであれば、これの査定というものについての根拠が全然私たちには見えてきません。300円なのか200円か100円かという、安いほうが町民のためには確かにいいわけなんです。財政のことを考えると多いほうがいいという、いろんな考え方があると思いますが、しかし、当初の目的が町民の足の便利さから町内を巡回することによって、医療センター便も含めて買物のいろいろな便利さ、そういうようなことを含めた町長の施策だと私は判断しておりましたので、この料金の制定につきましても、ここにぱっと表示された200円というのが妥当であるかどうかという判断力に私たちは悩みます。

これが今後、先ほど言われましたようにいろんな面で、消費税は関係ないにしても、町長はこれ以上上げていくということはないだろうと言われますけれど、財政的なものも含まれます。一つの施策としてやるのであれば、あくまでも町民の利便性を考えながら、そういう施策の中でこういう計画をやっていただきたいというのが私たちの思いでございます。それについて町長、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

多くの方が足の不便、公共交通機関がないということを感じておられます。じゃあなくて、中鉄さんも備北バスさんもあるじゃないかと。ただこれは点から点だけです。町内を結ぶ公共交通はないです。これは町民にとっても不便ですし、この町に来られる方にとっても大変不便です。そういう意味で巡回バスはぜひやるべきだという強い思いでこの計画をさせていただきました。

じゃあ200円がどうかと、私は200円より安かったらそれは、例えばみんなが集中して、例えばこういう方はおられませんけど、一日中バスの中でずっと過ごされても、それはまたそれも困ります。そうかといって、500円以上、これはちょっと高いです、感覚的に。200円だったらちょっと利用しようかなという感覚的なものが、私は200円ぐらいが妥当と判断をさせていただきました。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

町長の考えはよく分かりますが、金額の問題ですけど、やはりその目安になるものというのは大変難しいと思うんです。だったら最初の話に戻りますが、ワンコインで行けるといようなああいう、物すごく私たちにはメリットがあるし、いいっていう施策に対して変更があったわけですから、その不信感もありますし、この200円についても、今のようなおられるかどうかは別として、こういう運行に対する料金のかかるもの、加算されるものについては、慎重な検討、執行部のほうでしっかりともんでいただいて、これはこうだからというものをを出していただけると、私たちはありがたいかなという、そういう思いがして今回のこの提案された内容について、巡回バスについては賛成です。

十分それはしていただきたいです。しかしながら、この計画自体の中があまりにも私自身がちょっと賛成するにはどうかなという思いがたくさんあったので、それを申し上げて今回の質問とするわけでございますし、最後に苦言を申し上げますが、中鉄さん、備北さん、各業者、いろいろな業者がございます。しかしながら、趣旨が違います。企業はもうけといやあ言い方が悪いですけど、そのためにやられるし、大きな補助金もございます、国・県補助もございます。町は町の持ち出しをもちながらもって町民にサービスをする。それが町税の使い方の公正な使い方だという判断をしておりますので、今後町民の繁栄のためにその税金として公金支出をされるそのお金についての有効な使い方を持っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今回のこの吉備中央町のバスの有償運行の巡回バスのほうなんですけれども、私自身も過去より町民の皆さん方の足の確保という点については、幾度となく一般質問の中でも皆さん方にお尋ねをしてきたわけなんですけれども、前回、この巡回バスをやるに当たって、その巡回バス沿線の皆さん方は非常に利便性が高まる、非常にすばらしいシステムだと思うんですけれども、じゃあそれより一步奥の皆さん方、この移動についてはどういうふうにお考えですかと当時お尋ねしたときは、当時の執行部の答えは、あのときはデマンド

バスをそれぞれ利用して、そこまでつないでほしいというような答弁であったかと思いません。

今回、町内においてもデマンドバスを全町に広げるということで動いているようですが、現実の話としたときに、例えばですけども、何か行事があったときにその時間帯に合わせるとなると、皆さん方がある程度同じ時間帯のバスにどうしても乗りたくなくなってしまいます。となれば、デマンドバスが迎えに行くことに物理的に問題が出てくる。Aという集落に行って路線バスの沿線まで出す。それから、さらにCまで行ってまた路線バスの沿線まで出す、これはちょっと物理的に難しくなるのではないかなというのが私の個人的な思いであります。

当時、私もそういうことも懸念されるので、執行部側のほうにも、ぜひ地域の皆さん方の力を借らざるを得ない時代になっているんじゃないかというような、提案めいたこともお話をさせていただいたと思います。現実的にこれからこの巡回バスをしっかりと使っていただく。ここは町民の皆さん方にしっかりとそのメリットを享受してもらうためには、やはりその沿線までの足の確保というの、今後やっぱり真剣に考えていただく必要があるかと思しますので、その辺りの実証実験をやりながら、あまり時間はないと思います。5年先、10年先じゃなくて、素早い考えの中でぜひ何らかの形で、巡回の沿線までを集落からつなぐ方法、これも新しい方法をぜひ検討してもらいたいと思いますけど、それについての、ちょっと若干でも答弁いただければと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かに巡回バスをするに当たって、今黒田議員が言われたとおり、上のほうから幹線まで下りてくるのをどうするかとか、いろいろ問題、確かに検討しました。ただ、物事は全て100%整ってそれからやるという方法と、ある程度できて順序立ててやれることをやって、それからいろいろクリアしていくというやり方がございます。今言われた、黒田議員の問題点、私も大変率直に今後どうにかしないといけないと、デマンドだけで片づく問題じゃないです。やはり地域の力を借りることが一番だと思います。そういうことを踏まえてこれからも検討します。しかし、できることは今やらんと時間はたちます。そういう意味で、今回巡回バスを取りあえず計画させていただきました。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑は。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

できることを今素早くやっていく、もうこれは私も賛成です。思うに、今の岡山便もそういう発想の中から始まったと思うんです。始まったけれども、やっぱり吉備高原までの足がないということで、利用率も上がってこなかったという実態があります。ただ、それを少しでもカバーするために今回行政のほうではこの八の字便を作ったんだと思うんですけども、それと同様に、やはりさつき町長が言ったように、やれることはもう当然やってもらいたいと思います。やりながらやはり何が不便なのか、何が皆さん方に足を遠のかしているのか、その辺りをしっかりと探っていただいて、それをじゃあどのようにすれば解決に向けての確保ができるのか、これをしっかりと検討していただければと思います。それに当たっては、我々議会としてもしっかりと協力はしていきたいと思えますので、ぜひ執行部のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑は。

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

すみません、長引かせて申し訳ありません。

1点だけ、条例文章についてなんですけど、ちょっと勘違いであれば大変恐縮なんですけど、一番最後の備考欄の3、町内巡回バスの終点から始まる場所です。この中ほどに吉備プラザで降車せず引き続いて乗車するときとはありますけれども、これは乗り過ぎた場合というのを想定した意味での文章なんですか。もしそうだとするならば、限られた周回数、山手線のように周回している路線ではないというふうに私は理解をしておりますので、であるとするならば、1台辺り乗務員を除いて9名程度の席しかないこの貴重なバス、この運用上も、それともまたは乗り過ぎをしないうという注意を喚起するという意味合いにおいても、このままの文章ではちょっといささかどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

この読み方もそういうふうを取れんこともないんですけど、実は八の字に運行するという形ですので、加茂川エリアを一週したら吉備プラザに戻りまして、今度はその車が下竹を通過して役場を通過して、また大和を通過して上竹を通過して大和を通過して吉備プラザに戻るといふ、実際に八の字になりますので、下加茂から乗ったお客様が吉備プラザに行って、そのまま乗っていただいて賀陽庁舎に行くとかという形の実際の乗降もできますので、そういうときに吉備プラザで下りずにという形、車が1台が八の字を回りますという形ですので、吉備プラザで新しい車に乗り換えていただいて加茂川エリアを来た車が止まって車を換えてまた賀陽庁舎のほうに来るとかというんでなしに、1台、1号車がずっと八の字を回りようというイメージに取っていただければ、ルートの下に下加茂から上加茂を通過して吉備高原に来て、吉備高原から下竹を通過して賀陽庁舎に来るときには、そのまま乗っていただければそのまま賀陽庁舎まで来れるというようなルートにもなってますので、吉備プラザで下りなくてもそのまま加茂川庁舎から賀陽庁舎まで、ちょっと数字を書きますけど、乗ってこれると。下りなくてもそのまま、ちょっとお待ちいただく時間はありますが、乗れるという形のもので、降車せず引き続いたときも200円で行けますよということを表しているということにはなるんです。

説明がちょっとあれなんですけど、以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに。

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

趣旨、内容については了解しました。

ただちょっと、先ほど町長もおっしゃってくださったように、ないとは思いますが、例えば酷暑の折であれば、涼み場所として、ないとは思いますが、そういったことを抑止するという意味合いにおいても、それから、先ほど質問で申し上げました貴重なバス、これをそういった、本当に必要な、真に必要な方に利用していただくという観点で、この文章、文言自体の整理がいささか必要なのかなとは思いますが、その辺は工夫、検討の余地、よろしく願います。

○議長（難波武志君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

先ほどから同僚議員のほうから、料金でありますとか順路でありますとか質問が出ております。私自身も過去の一般質問等で町民の皆さんのお出かけについて、それがいかに町民の皆さんの町内での充実した生活、町の活性化につながるかということをお話して、そのときは専門部署が今後必要になってくるんじゃないかということをお話してきました。

その中で、今回改めて町のこれからの、将来の町のための第一歩に当たる吉備プラザ岡山医療センター便に次ぐ第2歩として町内循環バスの実証運行が始まるということで、大変期待をしております。

料金等につきましては、先ほど同僚議員からもたくさん質問が出ておりましたが、先ほどの説明の中で、乗車場所であるとか降りる場所、フリー乗降というふうに説明がありました。この巡回バスはやはり多くの町民の皆さんに利用していただいて、はじめてその価値、利便性というものがどうかというものを実証する必要があると思います。その中で、どこでも乗れるよ、どこでも降りれるよというのは、それは当然町民の皆さんにとってはありがたいことだと思うんですが、運行する上では、私がこれはどうしても定時運行というものの障害にならざるを得ないのかなという感覚がしております。

ある程度決まったルールの中でサービスを楽しんでいただく。そのルールの幅を今後実証運行をしていって、ニーズがあれば必要に応じて広げていくという手法を取るほうが、私は町民の方の利便性が向上していくのじゃないかなと思います。いつでも乗れるからじゃあここで待ってあげてええわといって乗り過ぎたり、置いていかれたり、当然乗務員の方がほかに注意を払わなきゃいけないということで、安全性も少し考えていかなきゃいけなくなります。

また料金をどのように徴収していくのかとか、運転員にかかる負担等も今後考えていかなきゃいけないと思います。アプリを利用できる方はスマートフォンで、ひょっとしたらここで乗りますとかということが出来るような時代になればですけど、高齢者の方はなかなかそこまで対応することはできないと思います。路線へ出てきてこれらによって、過ごしやすいシーズンであればその場で待たれてもよろしいですが、酷暑のようなきや冬のときにずっと待っていて来なかったというようなことがないように、ある程度のルール

を私は設ける必要はあると思います。

当然、実証運行なんで、試験をしながらのこととは思いますが、そこら辺のきちっとした利用してもらう上でのルールを町民の方にもはっきりとお伝えする必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

ありがとうございます。同様の心配というか、実証運行の結果どんなになるかなというのは、実は考えておるところでもございます。まず、気候がよいときならいいけど、酷暑、極寒というときの待合、時間的なものでどれぐらい予定の表とずれるのかというところ辺も実際はございます。

それから、待っているのにその乗降の意向が伝わるのかというところ辺も、実際には心配しておるところでございますが、ある程度、タクシー運転手さんとかにも聞いてみますと、動作である程度乗る気持ちがある方はやっぱりある程度分かるんだということと、それなりの意思表示、手を挙げていただいたりということに対しまして、そういうお願いもいたしまして、乗り過ごし、乗り忘れということを極力少なくする方法で、まずはやらせていただきたいなというところを今考えております。

何か特別な目印のものを持っていただかなくては乗れないという形までは、今のところ考えておりません。車を見ながら、へそっぴーの顔を見ながら運転手を見ていただくという形で、ある程度のところは乗車意思があるということを経営者は把握できるらしいので、その辺に期待をしているところではございます。

それから、料金のお釣りの関係です。200円という数字になりますと千円札、五百円玉というところも気になるところではございますが、皆さんにお知らせするとき、お釣りが200円なので要らないようにということをお願いして周知させていただくという形を基本のところは考えております。皆さんが千円札ばかり出していただいても困りますので、そこはお願いして乗っていただくということで回避をさせていただけないかなというところ辺で考えております。

まずもって、予定表の時刻を先走って走ること、これは当然駄目なことです。そこは重々今守っていただくように、協議をしながら委託業者の業者さんと話を進めておる、

また見過ごしもしないようにといいことも重々お願いしながら今進めておるところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに。

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

ベテランの運転員の方の感覚に頼ると、それ自体は長年ずっと事業をされてる方の感覚なんで、100%というわけにはいかないかもしれないですけど、信用するしかないというところではあります。先ほども申しましたが、町民の方に認識をして認めていただく、町民の人が胸を張って、うちの町にはこんな交通があるんだよと言ってもらうためにも、実証試験運行、1年という短い期間ではあります。その中でも一月で、1週間で町民の方からこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという声が集まりましたら、即座にそのことに対応できるような姿勢でこの実証運行を進めていただいて、1年後の実証運行の結果を検証したときに、こういうプランがもっとあればいいんじゃないかとか、きちっと出てきてそれを町民の皆様から集められるような姿勢で、しっかりこの運行を進めていただいて、町の将来につなげていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

お伺いします。

吉備プラザ岡山医療センター線は実証実験の最中だったですかね。その目標値の達成度というのはどのように検証されてますでしょうか。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

今順調に平常の年といえますか、状態でありまして平均的な乗車率とか根本的などこら辺も改善点も見えてくるかと思うんですが、はや一年、2年近くコロナの状態ですら若干

乗車率も下がっておるような感覚を実は思っております。この中で、今その方向性をというところ辺までは実はできていないのが現状でございます。この乗車を増やすために安全な運行、安全な消毒等をしておるんだということは、常々皆さんに広報しておるところでございますが、なかなかバスのほうに乗っていくという形に対して、まだまだ感染に、思われる恐怖のともありますので、乗車率は少し下がっておるのかなという感じを持っておるところでございます。

この状況で今までの検証の実施を見てどうなのかという判断をとするのは、いささか不安なところはございますので、今は戸惑っておるところが実情でしょうか。早く皆さんが利用していただいて、乗車率が上がればいいがなというところを思っておるところが現状でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

コロナ禍によって数字が下がって、広報をどうやればいいのかというお答えだったかと思うんですけども、ということは、コロナ禍においてこの巡回バスを始めるに当たって、目標値を達成するためにやっぱり新しい広報とか、町民の方一人一人にどうやって知っていただくかということ、真剣に考えて取り組むべきことじゃないかなと思うんですけども、今後じゃあ、今回この実証実験を始めるに当たって、そして始めてから、このコロナ禍で始めるに当たって、どういうふうに広報して、一人でも多くの町民の方に利用していただくようにということ、何か始めるというは決まっていますが、どうやってそれを伝えていくかということがあまり見えてこないもので、そのあたりを教えていただけたら、町民の方々も、そうかと、注目していただけるのではないかなと思うんですけども、そのコロナ禍の中でも始める、そしてそれについて広報をしていく、また吉備プラザ岡山医療センター線が数字がちょっとよくなかったとすれば、何を改善してどうしていくのかということ、今の時点で考えていることを教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

低迷しているという言い方が正しくなかったかも分かりませんが、伸び悩んでおるとい  
う意味合いで取っていただければ結構と思います。極端に減ってしまっておると意味  
合いではないんですけど、利用されてる方はおってですけど、もう少し利用が伸びてもい  
いんじゃないかなと思うところまでは、伸びていないというようなことに判断をいただき  
たいと思います。

医療センター線ももう数年たっておりますので、ある程度認知度は高くなっているかな  
と思います。このたび始めます巡回バスにつきましては、次の広報の皆さん、各戸に配ら  
せていただくものの中にお知らせのチラシを含めさせていただきます、こんな形でやり  
ますという形を今考えております。若干利用促進のために料金の割引的なものも考えてお  
ります。それを含めて次の広報のときには各戸にはお配りできるかと思います。

また、告知放送それからホームページ等にもその辺のことを載せさせていただいて、利  
用促進をできるだけ広報できていけばなという形を思っております。まだ皆様のお手元に  
こんなチラシですということがお示しできておりませんが、その形で広報させていただ  
うと今は考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

高齢者の方が主に利用されるバスを主眼に置いていらっしゃると思うんですが、乗り降  
りについてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど行われた高齢者対象のワクチン接種のときのバスを見せていただいたんですが、  
雨の日がちょっと多くて乗り降りがかなり危なかったんです。バス業者によってはステッ  
プのところにタオルを敷いてくださったり、それから町の職員の方が傘を差しかけてくだ  
さったりで安全を図ってはいいただいたんですが、今回利用される巡回バスを使われる高  
齢者の方は、多分車の運転ができない、それから何だかの不自由さを持っておられる方  
が多いと思うんですが、そういう方のために安全の配慮はどのようにされる予定かと思  
って、ちょっと心配しております。

民間企業の中には、介護タクシーとかで介護士の資格を取られている方も運転手の中  
にはおられると思うんですが、今回のこういったバスに対してはどのように対応されるのか

をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

いろいろな方が乗られる、お子様からお年寄りの方、また健常者、障害を持たれておる方がおると思いますが、障害が激しい、お一人では乗り降りでないような方につきましては福祉タクシーのほうでも御推薦させていただいて、そちらできちんとした対象のもと、運搬のほう行っていただければいいかなと。

屋根までは出ないんですけど、足元のステップは出て乗りやすいような形の構造にはしております。傘までは差すところはちょっとできないかなというところまで、今はちょっと要望しておりませんが、運転手さん、業者さんが協力してあげますよというお話になれば、できるだけことはしていただこうとは思いますが、ちょっとまだそこまでは考えておりません。構造的には一段出て乗りやすい状態にはなります。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

高齢者の方で障害のある方や乗り降りがしにくい方は福祉タクシーでということでしたんですが、高齢者の方で、そこを利用するほどでもないけど足の不自由な方、腰の痛い方、そういう方がせっかくの出かけるチャンスなので、いっぱい買物をされたとかというときに、やっぱり少し運転手さんの配慮がいただけたらと思うんですが、タクシー会社が運行されると思うんですが、できれば、そちらのほうにも町のほうから温かい配慮をお願いしてあげていただきたいと思います。

あと、そのバスを使って町外への通院とかお買物に行っていたきたいということでしたが、既存の路線バス、民間路線バスとの時間的なすり合わせはどうでしょうか。できているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

民間のほうへ町の巡回バスを回しますので御協力くださいということは、ダイヤの関係でちょっと無理がございますので、民間のダイヤに合わせた形をうちの巡回バスが取っておるとい形が現実的な返答かと思ひます。若干、全ての民間バスの停留所の5分前、10分前に着くという形全てのダイヤにはなっておりませんが、ある程度のところはその辺も考へて今ダイヤを組んでおりますので、若干待ち時間あるかと思ひますが、ダイヤを見ていただいたら備北バス、中鉄バスの辺もバス停に降りていただければ少しの待ち時間で乗り継ぎができる状態にはしておるつもりでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

巡回バスに関しては、本当に期待しているところであります。そこでお聞きしたいのが、個人で利用する場合には、まず人数的な問題はバスに関してあまりないのかなという気はしますが、例えば、児童クラブとかにおいて集団で動きたい場合、最近はコロナで行事もありませんが、ロマンかようで行事が児童クラブに声がかかったとしても行くすべがなく、大型バスなり民間業者にバスを委託するということがありました。そういう面で、この巡回バスに乗れるとすれば、とても児童クラブとしての活動が広がったりいろいろできると思ひんですが、もしそれが集団で動くとなると20人前後の子供たちが乗るようになります。その場合、路線に出ることは可能ですが、果たしてそこで全員が乗ることが可能でしょうか。そういう場合には、予約というのもおかしいですが、その辺の集団で大勢の方がその便を利用するとなったときの対応を教えてください。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

コロナが収まってもっともっと活動が活発になったら、今の児童クラブのみならず、いろんな団体の方もそういうお考へが、便利なら乗ろうかという形では当然思われてかなと思ひます。ただし、今の時間、ダイヤの、うちの八の字の巡回バスのダイヤもございますし、今2台で両方時計回りと反対回りと回すという形のもので、そのときだけ増設して

3台ずつ回しましょうとかという形もやっぱり現実的には、申し訳ございません、今は無理かなというところ辺で、通常の日々、利用されておるお買物の方とか通院の方とかという形の、特別な行事という形のことまでは、実は考えておりません。大変申し訳ない言い方なんですけど、そこまで考えることがちょっと実際的には無理があるかなというふうな、この巡回バスの考え方では。そのときには何かしら、管轄されとる部署と御協議されて、やっぱり臨時便的なものはお考えいただくか、皆様の関係者の方で御協議いただくという形をお願いするしかないのかなという、物理的に9人までしか乗れないという乗車人数がございます。それから、今もダイヤも一応各機関のほうへ、この時間に回しますというのが路線バスにつきましてもそうですし、そういうところにも申し出ておりますので、それを増設するとなると、また個別な案件かなというところ辺になりますので、この巡回バスを使って10人、20人、30人を一度に一か所に持っていくという形は、現実的には今考えていないというところで、申し訳ございませんが、回答にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（難波武志君）

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

答弁で理解はできるんですが、例えば、ロマンかよりに行くだけではなくて、そこから吉備プラザから岡山市内に出るということもあるかと思えます。また、利用者数が増えてくるとバスの大きさとかも変わってくるのではありましようけど、9人乗りということは、全て座った形で9人乗りですが、これ立って乗るということは想定にありますか、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

車両の関係から、立っての運行は無理だと思います。9人乗りは9人という形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

そうなりますと、団体ではなく個人でも1か所で3人、次に3人となってきますと、フリー乗降ですので判断がどこで何人乗ってこられるか分からないと思います。そういう場合、もう9人満杯だからこれには乗れませんという対応になってしまうのか、そこら辺のところもやはり巡回バスを回し、町民の方に利用していただくとすれば、そこら辺のところもはっきりしておかないと、後々から乗られる方が乗れないというときの対応についてお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

考えられないことではございませんし、うれしい悲鳴の話ではございます。ただ、どこで降りてくださいという形を先に乗った方に言うこともできませんし、目的地がございしますので、一応助手席側の屋根のところへ電光で流れるようなものを今つける予定でおりますので、大変申し訳ないですけど、もし満車になりますと、今満車ですというような表示で流させていただくことを今は考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第46号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第46号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

提案理由の説明の途中ですが、ただいまより11時まで休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を順次求めます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第47号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

議案第47号について説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、上位法令の条例等の一部改正によるもので、それに関連する吉備中央町における条例について、吉備中央町個人情報保護条例、吉備中央町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例、吉備中央町税条例、吉備中央町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、吉備中央町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、吉備中央

町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、吉備中央町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第48号、吉備中央町アストロコテージ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

それでは、議案第48号、吉備中央町アストロコテージ条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第48号、吉備中央町アストロコテージ条例の一部を改正する条例について。吉備中央町アストロコテージ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

条文の説明の前に、改正の概要を申し上げます。

今回の改正は、アストロコテージの番地がその土地の分筆により変更になったものを、分筆後の番地に改めるものです。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第49号、吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

富士本子育て推進課長。

○子育て推進課長（富士本里美君）

それでは、議案第49号について御説明いたします。

吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の主な改正は、上位法令の改正により、家庭的保育事業所の連携施設の確保、特区法による事業者や職員の規定内容の改正となっております。

〔参考資料朗読説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第50号、吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第50号について御説明申し上げます。

吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について。吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の一部改正の提案理由の説明としましては、現在条例に定めております消防団の団員定数は令和元年9月の改正で550人であります。しかしながら、令和3年4月現在の団員数は466人と減少しており、条例に定める定数と実数に乖離が生じておりますので、定数を500人に改めるものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願います。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第51号、吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

議案第51号について説明いたします。

吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて。吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を別紙のとおり定めることについて。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回上程しております吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画は、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、令和3年4月1日に第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより策定するものであります。

〔計画書に基づき説明〕

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第52号、町有財産の取得につき議会の議決を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第52号について御説明いたします。

町有財産の取得につき議会の議決を求めることについて。令和3年7月14日指名競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに吉備中央町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、購入の目的、消防ポンプ自動車1台。2、購入の方法、指名競争入札。3、購入金額、金2,449万7,000円。4、購入の相手方、岡山県岡山市北区今保570番地、東洋ポンプ株式会社代表取締役、岩井隆太郎。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

消防車両の更新につきましては、登録年度の古い順などによりまして更新計画を立て、その計画に乗って更新を現在行っておるところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第53号、令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

亀山会計管理者。

○会計管理者（亀山勝則君）

それでは、議案第53号について説明をいたします。

議案第53号、令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[決算のあらましに基づき説明]

よろしくよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで執行部の説明を終わります。

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

河内代表監査委員から決算審査の報告をお願いします。

河内代表監査委員。

○代表監査委員（河内是純君）

監査委員を承っております河内でございます。御報告が昼になりましたので、少し眠たい時間帯になるかも分かりませんが、しばらくお時間を頂戴いたします。

令和2年度吉備中央町一般会計及び各特別会計決算審査意見書。

それでは、令和2年度吉備中央町一般会計及び各特別会計決算並びに基金の運用状況についての審査結果を御報告いたします。

報告につきましては、あらかじめお手元に意見書を配付させていただいておりますので、御覧いただきながら要点についてのみ読み上げ、御報告とさせていただきます。

〔決算審査報告書に基づき説明〕

以上、吉備中央町監査基準第14条第4項の規定により意見を付し、令和2年度一般会計及び各特別会計決算並びに基金運用状況の審査結果といたします。

○議長（難波武志君）

以上で代表監査委員による決算審査の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山でございます。

今決算報告、監査委員の報告がございましたが、何分にも膨大な数でございます。この議案の第53号については、特別に決算特別委員会を設置し、これからその審議をしていただけるように動議を提出したいと思っております。議長のほうで取り計らいのほう、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

ただいま西山宗弘君から、議案第53号については決算特別委員会を設置し、これを付

託して審査するこの動議が提出されました。

この動議については1名以上の賛成がありますので、成立しました。

西山宗弘君の動議を議題として、採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、本案については決算特別委員会を設置し、これを付託して審査することの動議は可決されました。

お諮りします。

ただいま西山宗弘君外3名から発議第5号、特別委員会の設置についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号、特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、発議第5号、特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（杉原宏典君）〔発議第5号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者からの補足説明がありましたらお願いをします。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

発議第5号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第5号、特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第2、令和2年度決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました令和2年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において、1番、成田賢一君、4番、渡邊順子君、5番、山崎誠君、6番、加藤高志君、7番、河上真智子君、10番、丸山節夫君、以上6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度決算特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ただいまより決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、正副委員長の互選を行います。

ここで暫時休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第3、令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選報告についてを議題とします。

委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、ただいま決算特別委員会において委員長、10番、丸山節夫君、副委員長、5番、山崎誠君が互選されましたので報告します。

お諮りします。

議案第53号、令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算認定については、会議規則第39条の規定により、ただいま設置されました令和2年度決算特別委員会に付託し、閉会中も継続審査をすることについて採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本決算については令和2年度決算特別委員会へ付託し、閉会中も継続審査することについて賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第53号、令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定については、令和2年度決算特別委員会へ付託し、閉会中も継続審査することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第54号、令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定についてから、日程第14、議案第55号、令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定

についてまで、決算認定2件を一括上程し議題とします。

提出者からの説明を順次求めます。

亀山会計管理者。

○会計管理者（亀山勝則君）

それでは、まず議案第54号について説明いたします。

議案第54号、令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度吉備中央町上水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔決算のあらましに基づき説明〕

続きまして、議案第55号について説明いたします。

議案第55号、令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度吉備中央町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて認定に付する。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔決算のあらましに基づき説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで執行部の説明を終わります。

続きまして、河内代表監査委員から決算審査の報告を順次お願いします。

河内代表監査委員。

○代表監査委員（河内是純君）

〔決算審査意見書に基づき説明〕

以上でございます。

○議長（難波武志君）

以上で代表監査委員による決算審査の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで河内代表監査委員が退席されます。お疲れさまでした。

午後 1時55分（代表監査委員 河内是純君 退席）

○議長（難波武志君）

お諮りします。

議案第54号、令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について、及び議案第55号、令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については、会議規則第39条の規定により令和2年度決算特別委員会に付託し、閉会中も継続審査することについて裁決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本決算については、令和2年度決算特別委員会へ付託し、閉会中も継続審査することについて賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第54号、令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について及び議案第55号、令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については、令和2年度決算特別委員会へ付託し、閉会中も継続審査することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第56号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第18、議案第59号、令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてまでの補正予算4件を一括上程し、議案とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第56号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算についてを御説明さ

せていただきます。

令和3年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第57号について御説明いたします。

令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

それでは、議案第58号について御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案第59号について御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、陳情第1号、陳情書受理についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（杉原宏典君）〔陳情第1号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま陳情について朗読しましたが、これに対し、御意見、御質疑はありませんか。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

この案件につきましては、専門委員会である民生教育常任委員会へ付託し、審議すべき重要な案件であると考えます。議長にてお取り計らいいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御異議なしと認めます。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査す

ることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、請願第2号、請願書受理についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（杉原宏典君）〔請願第2号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま請願について朗読しましたが、これに対し、御意見、御質疑はありませんか。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

請願の趣旨にもありましたように、昨年、今年、来年、米価が異常な状態になっているということからの、国民も含めた大きな課題になってきているということを前提に提起されています。

そこで、専門のこういったことを論議される総務産業常任委員会のほうでよろしく取り計らうようお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本請願については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御異議なしと認めます。

本請願については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、本請願については総務産業常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日、9月3日から12日までの10日間、議案調査、委員会等開催のため、休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって明日9月3日から12日までの10日間、休会することに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 2時39分 閉 議